

第5章 諸外国の関係機関との協力

1. 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）

（1）概要等

① 沿革及び現状

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR^{イフィアール}：International Forum of Independent Audit Regulators）は、世界各国・地域の監査監督機関から構成されており、平成19年3月、審査会の主催により第1回会合が東京で開かれて以降、年2回、これまでに5回の本会合が開催されている。平成21年6月末現在で、31カ国・地域が加盟している。

② 目的

IFIARの目的は、以下のとおりである。

- i 監査事務所の検査に焦点を当て、監査市場の環境に関する知識や監査監督活動の実務的な経験を共有すること。
- ii 監督活動における協力及び整合性を促進すること。
- iii 監査の品質に関心を有する他の組織との対話の場を提供すること。

③ 組織

IFIARは、議長・副議長のもと、5つのワーキング・グループ（WG）等下部組織（6大監査ネットワークWG、検査ワークショップWG、国際協力WG、最近の市場動向タスク・フォース（TF）、基準調整グループ）、また、議長・副議長への支援及び助言を行う諮問委員会（アドバイザー・カウンスル）が置かれている（P32トピックの組織図参照）。

（2）活動状況

① 本会合

イ 第4回会合

平成20年9月22日から24日まで、南アフリカ監査人独立監督委員会（IRBA）の主催により、ケープタウンにて開催され、審査会からは金子会長等が参加した。

会合には、21カ国（注1）の監査監督機関が出席したほか、欧州委員会（EC）がオブザーバーとして参加した。

会合では、3カ国・地域（ハンガリー、スロヴァキア、台湾）の監査監督機関が新たなIFIARメンバーとして承認された。

また、IFIAR の今後の役割と組織について話し合いが行われ、審査会は IFIAR の運営に助言等を行う諮問委員会（6 カ国（注2））に選出された。また、国際的な 6 大ネットワークのうち 3 法人（注3）の代表が参加し、グローバル組織の品質モニタリング制度について意見交換が行われた（P116、117 資料 4－1、4－2 参照）。

（注1）オーストラリア、オーストリア、ブラジル、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、日本、韓国、モーリシャス、オランダ、ノルウェー、シンガポール、南アフリカ、スリランカ、スウェーデン、スイス、英国、米国

（注2）米国、ドイツ、日本、フランス、ノルウェー、シンガポール

（注3）BD0、デロイト・トウシュ・トーマツ、KPMG

ロ 第5回会合

平成 21 年 4 月 27 日から 29 日まで、スイス連邦監査監督庁（FAOA）の主催により、バーゼルにて開催され、審査会からは金子会長及び脇田委員等が参加した。

会合には、30 カ国・地域（注1）の監査監督機関が出席したほか、7 国際機関（注2）がオブザーバーとして参加した。

会合では、国際的な 6 大ネットワークの代表が参加し、最近の経済状況に関する問題とそれに対する対応、及び監査人に影響を与える一連の他の問題について意見交換が行われた。

次期議長にスティーブン・マイヨール蘭金融市場庁（AFM）事務局長、副議長にポール・ボイル英財務報告評議会（FRC）CEO が選出された。

また、IFIAR の管理・組織上必要とされる中核業務のためにメンバーによる分担金の拠出を開始することに原則合意した（P120、121 資料 4－3、4－4 参照）。

次回会合は、シンガポール会計企業規制機関（ACRA）の主催により、平成 21 年 9 月にシンガポールで開催予定である。

（注1）アブダビ、オーストラリア、オーストリア、ブラジル、カナダ、デンマーク、ドバイ、エジプト、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、韓国、リトアニア、モーリシャス、オランダ、ノルウェー、シンガポール、スロヴァキア、南アフリカ、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、台湾、英国、米国

(注2) 金融安定理事会 (FSB)、証券監督者国際機構 (IOSCO)、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS)、保険監督者国際機構 (IAIS)、公益監視委員会 (PIOB)、世界銀行 (WB)、欧州委員会 (EC)

《これまでの監査監督機関国際フォーラム開催実績》

- ・ 第1回 平成19年3月22～23日 東京
- ・ 第2回 平成19年9月24～25日 トロント
- ・ 第3回 平成20年4月9～11日 オスロ
- ・ 第4回 平成20年9月22～24日 ケープタウン
- ・ 第5回 平成21年4月27～29日 バーゼル

② 検査ワークショップ

監査に対する検査に係る事項は、IFIARの中核を成す活動であることから、検査の技術及び経験について共有する機会を提供するため、IFIARメンバーの検査官を中心とした会合である検査ワークショップが開催されている。

第3回会合には25カ国・地域(注)が参加し、監査事務所全般の検査、個別監査業務の選定・レビュー等について意見交換が行われた。我が国からも審査会の検査官等が参加し、オフサイト・モニタリングや検査発見事項に関するコミュニケーションについて、これまでの検査における経験の紹介を行った(P123資料4－5参照)。

(注) オーストラリア、ブラジル、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、モリシャス、オランダ、ノルウェー、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、台湾、英国、米国、スロヴァキア

《これまでのIFIAR検査ワークショップ開催実績》

- ・ 第1回 平成19年5月30～31日 アムステルダム
- ・ 第2回 平成20年1月29～30日 ベルリン
- ・ 第3回 平成21年2月11～13日 スtockホルム

2. その他

審査会は、IFIAR 以外でも二国間ベースで各国の監査監督機関等との意見交換等を随時行い、積極的な情報交換に努めている。

特に、平成20年4月から改正公認会計士法が施行されたことを踏まえ、外国監査法人等の金融庁への届出義務や審査会への検査権限付与に係る具体的な実施手続等、新制度の実施のあり方について、金融庁とともに、各国当局と意見交換を実施している。

また、こうした意見交換等を踏まえ、平成21年2月、米PCAOBによる外国監査事務所の検査周期の一部延長等に係る規則改正（案）（注）に対して、金融庁とともにコメント・レターを発出した（P124資料4－6参照）。

（注）PCAOB は、企業改革法（SOX 法）により、100 社以下の上場会社等を監査する国内外の登録監査事務所に対して、原則3年に一回検査を実施することが求められており、同規則改正（案）は、2009 年末までに実施することが求められている外国監査事務所に対する検査を最大3年間延長することができるものとする PCAOB 規則 4003 の改正と、外国監査事務所が、当該外国の国内法に抵触する懸念から検査要求を拒んだ場合に PCAOB が取りうる措置に関するものである。